

第24期佐世保市農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 令和2年9月28日(月) 13時30分から15時00分

2 開催場所 総合教育センター 中研修室1、2

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義
事務局主査 藤 和弘

事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第25号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
第26号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第27号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第28号議案 非農地証明願について
第29号議案 非農地通知について
第30号議案 農用地利用集積計画（案）について
第31号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第32号議案 農用地利用配分計画（案）について
第33号議案 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」検証・見直し（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地転用許可不要案件の受理について
報告4 裁判所及び法務局への農地現況照会回答について
報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第4回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。今日は、お彼岸も過ぎて秋らしい、涼しい季節となりました。今年も、コロナ感染症や自然災害がたくさんありまして、今でもまだ予断を許さない状況です。特に、台風9、10号では、委員さんのなかにもハウスを破壊されたり、針尾地区のみかんなどに塩害を受けた方がいらっしゃるということで、心からお見舞いを申し上げます。

そう言いながらも、農家にとってはうれしい収穫の秋を迎えます。先日の相撲で優勝した正代さんによって、熊本県の方々は喜びや明るさを感じたと報道で聞きました。悪いことがあれば、また良いことがあると信じて、収穫の秋を迎えたいと思っております。そのような中、忙しい中、今日は総会に出席いただきましてありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

なお、今日は、県農業会議主催の研修会が開催されます。この研修会は例年、県北地区5農業委員会合同で開催されていますが、今回はコロナの影響で、各市町で行われることになり、今日は、総会の後に佐世保市農業委員会がその研修を受けることになっております。総会の後で大変ですが、どうか最後まで、実のある研修会、総会になることをご祈念申し上げまして、開会にあたり、ご挨拶とさせていただきます。今日は、どうもありがとうございました。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、委員の定足数についてご報告いたします。本日、農業委員から欠席届は出ておりません。委員総数19名中19名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることを報告いたします。

 なお、推進委員からも欠席届は出ていないことを併せて報告いたします。以上です。

副会長 ③議事録署名人を指名いたします。8番 小川憲市委員、9番 牟田昇委員、補充として10番 辻茂樹委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

 第25号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第25号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

 今回の申請案件については、一つの事業計画において農地法第4条第1項の規定による許可を要する筆と第5条第1項の規定による許可を要する筆が混在しており、それぞれ申請を行い、許可を得ることが必要となることから、通常案件と分けて審議をお願いするものです。

 議案の説明に入らせていただきます。1番、宇久地区。申請者、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町飯良で4条許可申請を行う農地が1筆、5条許可申請を行う農地が3筆の計4筆。地目は、登記畑、現況畑です。面積は4筆合計で2,281㎡。転用目的は畜産生産資材置場。5条申請に係る権利は、所有権移転売買です。施設は飼料置場580㎡、作業場等1,701㎡です。耕作者あり。農地区分につきましては農振内農用地で、用途区分は農業用施設用地です。

 参考事項としまして、こちらは飯良バス停から北に約600mの位置にあります。

 被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.5m。切土最高2.0m、土留め工事をする。日照通風、建築物を建設しないため日照通風に被害を及ぼす恐れはない。また、隣接地には、農道からの進入路があるため、被害はない。

 排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書

添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画断面図添付。預貯金残高証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。土地改良区意見書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上ですが、本案件は西尾委員の案件になりますので、西尾委員には一時退席していただいた上で、ご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、それでは西尾委員は一時退席をお願いします。

～ 西尾委員退席 ～

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

畠中委員 宇久地区の畠中です。9月16日に、西尾委員、事務局と現地確認を行いました。申請者は、牛を95頭飼育しており、その飼料用の資材置き場を整地することです。周辺は、本人の牛舎や管理している農地であり、被害が生じる恐れはないと思います。被害防除計画のとおり施工されれば、問題ないと思われます。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第25号議案については、許可相当として県に進達いたします。西尾委員は入室願います。

～ 西尾委員着席 ～

議 長 続きまして、第26号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第26号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

一部訂正がありましたので、本日、差替え分を配付しております。そちらをご覧ください。

1 番、江迎地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町長坂の1筆の一部。地目は、登記田、現況田です。面積は275㎡。転用目的は一般住宅用地で、施設は住宅1棟、木造2階建、建築面積70.38㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、江迎支所より北東に約460mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみを行う。隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置し、2m程度の緩衝地を設けることから、被害が生じる恐れはない。

日照通風、建物の高さを加減、8.2m。東側の建物高を5m程度とし、隣接農地の日照通風を確保する。また、南側農地との間に十分な緩衝地を設けることから被害が生じる恐れはない。

排水計画は、雨水は溜桝から水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。

土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。佐世保市農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上ですが、本案件は大宅委員が申請代理人となっておられますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、ご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは大宅委員は一時退席をお願いします。

～ 大宅委員退席 ～

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番江迎地区。

17番 17番松永です。9月24日に小川委員と現地を確認してきました。田の一部で、分筆をして家を建てる計画で、農用地区域からの除外済みです。申請者宅の前の土地です。2世帯住宅ということです。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。5月の総会で、農用地の除外の申請をされた物件です。その時、住宅を建てるということで皆さんに許可をいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1番 1番有馬です。田に整地のみを行って住宅用地にするということです。隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置するということですが、宅地となる部分を埋め立て、かさ上げする必要はありませんか。

1 7 番 1 7 番松永です。1 筆が複数枚の田に分かれており、今回の申請地部分は3 m程度他の田よりも1 段高くなっていますので、宅地部分をかさ上げする必要はありません。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第2 6号議案については、許可相当として県に進達いたします。大宅委員は入室願います。

～ 大宅委員着席 ～

議 長 続きまして、第2 7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第2 7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原の1 筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2 6 4 m²です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1 棟木造2 階建、建築面積5 4. 6 5 m²。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で1 0 h a 未満の小集団農地の第2 種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは吉田乃館から北東へ約2 5 0 mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土、最高1. 5 m。土留め工事を行う。擁壁を設ける。整地を行い、進入路のみ切土にてスロープの造成を行う。

日照通風、建物の高さを加減、8. 2 m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。縦横断面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1 番吉井地区。

1 3 番 1 3 番水口です。9 月 2 4 日に末永委員、事務局と私 3 人で、現地の確認をしてきました。今回の申請で宅地になるわけですが、宅地化によって周辺等に与える影響がないかというところから検討しました。用水路の面では問題ありません。排水については浄化槽から公道の側溝で問題ありません。日照通風についても問題ありません。取付道路も問題ありません。こういうことで、宅地化されても何ら支障がないものと判断しました。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われたとおり、特に問題はありませんでした。以上、報告します。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

原 委 員 針尾地区の原です。譲受人の項目に二人の名前がありますが、ご夫婦ですか。ご夫婦の場合、譲受人は二人になるのでしょうか。

事 務 局 事務局です。ご夫婦です。共同名義の持ち分けになるため、二人の名前を書くことになります。

原 委 員 わかりました。

議 長 他にありますか。

1 5 番 1 5 番西尾です。共同名義ということは、融資予定証明書も二人分あるのでしょうか。

事 務 局 事務局です。融資予定証明書は、住宅ローン審査の用紙になりますが、それには、共有持ち分けの名義になるということで、お二人の名前が併記されております。お二人でいくら借りるというローンの申請になっています。

1 5 番 わかりました。

議 長 他にありますか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第27号議案については、許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第28号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第28号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、崎岡町の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は2筆合計885㎡です。願出の理由としては、平成12年10月頃から資材置場として利用開始。平成18年3月28日に転用目的資材置場として、農地法第5条の届出をし、平成18年4月20日に完成届提出済み。平成25年頃に資材を撤去し、その後農地に復元することなく荒地の状態。参考事項としまして、こちらは、崎岡町自治公民館から南西

に約450mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-4に該当します。

2番、皆瀬地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、野中町。地目は、登記田、現況鉄道用地。面積は66㎡です。願出の理由としては、昭和14年頃から鉄道用地として利用。現在も、松浦鉄道の鉄道敷として利用。参考事項としまして、こちらは、MR野中駅から西に約200mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

3番、中里地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、中里町。地目は、登記田、現況資材置場、駐車場。面積は913㎡です。願出の理由としては、昭和38年11月28日に転用目的従業員住宅として、農地法第5条許可を受け、昭和42年頃から建物敷地として利用。その後、昭和49年頃に建物を撤去し、資材置場、駐車場敷地として利用。現在も資材置場、駐車場として利用。参考事項としまして、こちらは、竹辺町公民館から東に約250mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-4に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番は早岐地区ですので、私から報告いたします。

9月24日に、久野委員と現場を確認してきました。事由②-3-4の許可及び受理後、転用目的どおりいったん完成したが、現在別の目的で引き続き人為的に非農地化した土地に該当するということで、正にそのとおりで、今は荒地になっており、市街化区域でもあることから、農地に戻すことは不可能と判断しました。以上です。

それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

久野委員 早岐地区の久野です。会長からの説明のとおり、問題無しとして見てきました。以上です。

議 長 次に、2番皆瀬地区。

- 1 0 番 1 0 番辻です。9月24日に、大宅委員、山口委員、願出人の4人で、現地を見てきました。MRの線路になっており、非農地と判断するのが適当だと思います。
- 議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 山口委員 皆瀬地区の山口です。辻委員から説明があったとおりです。よろしくお願いします。
- 議 長 次に、3番中里地区。
- 1 1 番 1 1 番近藤です。9月21日に、永田委員と現地を見てきました。この土地は中里から竹辺に行く途中にあります。この土地には1 m程土を入れて整地されていましたが、今は荒れており、農地には戻せないと見てきました。
- 議 長 それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおりです。以上です。
- 議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。
- 3 番 3 番阿波です。行政サービスの一環なので異論はありませんが、皆瀬地区の案件について、鉄道敷地というのはMRの土地ではなくて個人の土地ということですか。
- 事務局 事務局です。MRの土地ではなく、個人の土地です。
- 3 番 3 番阿波です。似た案件が以前から出ていますが、今後国土調査が進んでいって、現況が畑ではないことが分かれば、そこで変更等はされないのでしょうか。
- 1 7 番 1 7 番松永です。江迎町は国土調査が終わっていますが、調査結果を現況としており、必要に応じて変更を行っています。
- 議 長 国土調査、地籍調査については、佐世保市は遅れていますので、市長にも要望は行いました。今後、みなさんの協力を得ながら調査をしますと、境がはっきり分かって、現況が反映されると思います。意見書でもあげたいと思っています。
- 他にありませんか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第28号議案については、非農地証明を交付することといたします。

続きまして、第29号議案 非農地通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第29号議案非農地通知について、説明いたします。

今回の非農地通知案件は、204筆で面積が136,089.9㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第29号議案については、非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第30号議案 農地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第30号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、江上地区5件、宮地区1件、三川内地区2件、日宇地区4件、柚木地区1件、中里地区2件、鹿町地区1件の計17件。

なお、柚木地区14番について、補足説明いたします。借り手につきましては、新規の農地所有適格法人設立となります。

農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に掲げる要件を満たした法人であり、その要件を満たした法人が農地所有適格法人として認められ、農地の取得、貸し借りが可能となります。その要件とは、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④業務執行役員要件といった4つの要件であり、当該法人に関しましては、この4つの要件を満たしていることを確認しており、農地法上、農地所有適格法人として問題ないことをご報告いたします。

当議案である農用地利用集積計画が承認されると同時に、農地所有適格法人として、「法人設立届出書」を受理する予定です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第30号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第31号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第31号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてですが、議案説明の前に今議案及び次の第32号議案 農用地利用配分計画(案)についてに関連して合意解約がなされておりますので、報告7を先にご報告いたします。40ページから42ページをお開きください。

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について、宮地区2件、早岐地区2件、柚木地区6件の計10件を受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、議案に戻ります。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区11件、三川内地区4件、早岐地区2件、柚木地区2件、皆瀬地区1件、世知原地区2件、鹿町地区1件で合計23件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

3 番 3番阿波です。中間管理機構の一括方式のやり方があると思いますが、いままでのやり方と一括方式の併用となれば、書類は別々に出てくるということになりますか。

事 務 局 事務局です。議案の様式としては、もう1パターン増えることになると思います。

3 番 3番阿波です。以前から思っていたんですが、議案の様式について、中間管理機構の案件、一括方式の案件も、通常の利用権設定の案件と同じように貸し手と借り手が直接分かるような様式であれば、分かりやすいと思いますが、どうでしょうか。

事 務 局 事務局です。当初、機構が間に入っていることが分かる様式にしないといけないと思

っていました。横幅や文字の大きさ等もありますので、導入している他都市の様式を確認して、検討したいと思います。

3 番 3番阿波です。集積の議案から1か月後に機構の配分計画が決まるケースがあります。議案の表記を、農業経営基盤強化促進法の案件と同様に貸し手と借り手が分かる表記の仕方ができないでしょうか。

事務局 事務局です。全件が一括方式になるわけではありません。一括方式では、集積も配分も一目でわかる様式になるとは思いますが、集積しても、すぐに配分先が決まらないこともあるため、今までの様式も残っていくのではないかと思います。

議長 他にありませんか。

原委員 針尾地区の原です。40ページの1、2番の宮地区の合意解約の件について、同じ申請地でやりとりがやっている件で、なぜこのような表現になっているか教えてください。

事務局 事務局です。先になります、24ページ第32号議案の3番をご覧ください。対象農地は記載の借り手に配分するために、解約をしているということです。

ご指摘は、おそらく配分だけ解約すればいいのではないかということだと思います。通常、配分と集積の始めと終わりを合わせておきまして、今回もそうするために、配分だけではなく、集積も解約して、再度、配分と集積の始めと終わりを合わせています。

集積の期間が初めから長期間で、配分の期間が短期間であれば、配分のみ解約し、集積はそのまま、配分のみ再契約ということは理論上あり得ると思いますが、最初の段階で、集積も配分も始めと終わりを合わせているケースがあるので、そういう場合は集積も解約しないと、配分先の方が希望する年数を借りられないことがありますので、ケースバイケースだと思いますが、集積も一旦解約したうえで再度契約することになります。今後、一括方式を取り入れれば、さらに増えてくると思います。

3 番 わかりました。

議長 他にありませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第31号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第32号議案 農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第32号議案 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区3件、三川内地区2件、早岐地区3件、柚木地区7件、皆瀬地区1件、世知原地区2件、鹿町地区1件で、合計19件計画されています。
こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第31号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。
ご審議よろしくお願いたします。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第32号議案は承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。
続きまして、第33号議案 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」検証・見直し（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第33号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」検証・見直し（案）について、ご説明いたします。
「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、佐世保市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を平成29年7月に制定しております。
この指針は、令和5年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に検証・見直しを行うこととしているため、改選期にあたる今年度に検証を行い、別紙（案）のとおり見直すものです。
なお、総会に諮る前に、農政対策推進検討委員会において、見直し（案）を説明し、意見聴取を行っております。
現行の指針を参考資料として議案と一緒に送付しておりましたので、そちらを合わせてご覧ください。現行から修正等する箇所に網掛けをしています。
では、議案の30ページをお開きください。まず、遊休農地の解消目標の表について

です。3年経過時の令和元年度末現在の数値を改正時の現状として追記しています。これに合わせて、令和5年度末の目標を修正しています。遊休農地面積の目標設定根拠は表の下に記載しておりますが、元々、7年間で解消するという目標に新規発生分を加えて設定いたしました。

次に31ページですが、真ん中あたりの文言については、言い回しを変えております。担い手への農地利用集積目標の表については、先ほどの遊休農地と同様に、現状を追記しています。集積面積の目標については、今後4年間の1委員2haの集積目標を現状に加えた数値にしています。

次に32ページをお開きください。新規参入の促進目標ですが、最終目標の面積を現行から大きく修正しています。令和元年度において、宇久島みらい土地管理合同会社が営農型として86.28haの利用権設定を結んだため大幅に参入面積が増加しましたが、その極端な例を除き、平準化した面積2haを今年度の目標として4月の総会時にご承認いただいたところです。今年度の目標をそのまま今後4年間に試算して目標面積を算出しております。

新規参入の促進に向けた具体的な推進方法については、現行の①と②を集約しました。承認されましたら、ホームページにて公表いたします。以上です。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第33号議案は承認されましたので、(案)を削除願います。以上で、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、報告いたします。

大野地区1件、吉井地区1件及び宇久地区1件で計3件の相続の届出を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告に

について、ご説明いたします。令和2年8月26日付局長専決事項として、日宇地区1件を受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 続きまして、報告3 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、三川内地区1件を受理しております。
以上、報告いたします。

議 長 続きまして、報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明いたします。法務局における地目変更登記申請に伴い、日宇地区1件、相浦、九十九地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。以上、報告いたします。

議 長 続きまして、報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明いたします。都市計画法に係る開発計画事前審査会が、令和2年8月26日に、日宇地区1件について開催されております。なお、今回の事前協議については、コロナウイルス感染症対策の一環として、会議形式ではなく、各課からの回答集約による書面形式にて開催されていることを申し添えます。以上報告いたします。

議 長 続きまして、報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、三川内地区1件、世知原地区1件で合計2件を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告7については、先ほど報告を受けておりますので、以上です。
以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 **【違反転用事案報告について】**
【令和2年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（市）について】

【利用権設定終期に伴う更新通知リストの配付について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第4回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。